

海洋基本計画作成方針

【第2回総合海洋政策本部会合（11月9日（金））了承】

1 計画期間について

海洋基本計画は、海洋基本法に定める基本理念を踏まえ、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、情勢変化及び施策評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直されるもの。

計画期間については、法律上特段の定めはないが、我が国が、今後、長期的視点と広い視野を持って各般の施策を総合的かつ効率的に講じていくためには、まずは産・学・官の態勢の再構築、諸制度の点検・整備等の条件整備が急務であることを踏まえ、基本法に定める見直し時期である5年後を見通した計画とする。

2 記載内容について

基本計画に定めるべき事項は、基本法第16条第2項各号に規定されている。各号ごとの記載については、以下の方針で行うこととする。

（1）第一号関係：海洋に関する施策についての基本的な方針について

「海洋に関する施策についての基本的な方針」については、まず、海洋と人類とのかかわり、海洋に関する昨今の情勢変化と海洋施策を総合的に推進する必要性の高まり等を概観した上で、我が国の海洋政策は、「新たな海洋立国の実現」を目指して推進すべきことを明示する。さらに、その実行は、総合海洋政策本部が中心となり、関係者相互の連携・協力の下で集中的・計画的に推進されるべきことを明示の上、計画期間中に目指すべき一定の政策目標を設定し、基本法第2条から第7条に掲げる6つの基本理念、

- ① 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和
- ② 海洋の安全の確保

- ③ 海洋に関する科学的知見の充実
- ④ 海洋産業の健全な発展
- ⑤ 海洋の総合的管理
- ⑥ 海洋に関する国際的協調

に沿って、政策目標に向けた施策展開の基本的な方針を定めることとする。

なお、政策目標については、当面、以下を想定して計画案の策定を進めることとする。

目標 1 海洋における全人類的課題への先導的挑戦

目標 2 豊かな海洋資源や海洋空間の持続的利活用に向けた基礎づくり

目標 3 安全・安心な国民生活の実現に向けた海洋分野での貢献

また、各基本理念に沿った施策展開の基本的な方針の記述に際して、主要と思われる項目例は、以下のとおり。

- ◎ 海域特性を踏まえた開発・利用・保全とその前提となる大陸棚限界画定調査や排他的経済水域等での計画的な調査の推進
- ◎ 深海底の未開発エネルギー資源等についての、将来を見据えた調査・開発スケジュール等の明確化
- ◎ 法制度を含む海洋の安全確保体制の一層の強化
- ◎ 津波・高潮対策、海底地震観測網の整備等国民の生命・財産を守るための施策の推進
- ◎ 海洋調査研究体制の充実・強化とデータ共有化等の推進
- ◎ 海運業や水産業の体质改善と海洋産業の国際競争力の強化
- ◎ 産・官・学連携による海洋新産業の積極的な創出
- ◎ 総合的な海洋施策の立案・実行の基礎となる諸情報を収集・整備・管理する体制の構築
- ◎ 海上交通の自由等国際秩序の形成・発展や海洋における地球環境問題に関する国際的活動等についての先導的貢献 等

(2) 第二号関係：海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策

「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策」については、上記（1）の基本的な方針に基づき、基本法第17条から第28条に定める12項目の基本的施策について、計画期間中に集中的に実施すべき施策、関係機関の緊密な連携の下で実施すべき施策等総合的・計画的推進が必要な施策を定めることとする。

【12の基本的施策】

- ① 海洋資源の開発及び利用の推進
- ② 海洋環境の保全等
- ③ 排他的経済水域等の開発等の推進
- ④ 海上輸送の確保
- ⑤ 海洋の安全の確保
- ⑥ 海洋調査の推進
- ⑦ 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
- ⑧ 海洋産業の振興及び国際競争力の強化
- ⑨ 沿岸域の総合的管理
- ⑩ 離島の保全等
- ⑪ 國際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ⑫ 海洋に関する国民の理解の増進

なお、その際、以下に例示するような省庁横断的な議論・検討が求められる施策については、可能な限り方向付けを行うものとする。

- ◎ 我が国周辺海域における、臨検その他の法執行体制の強化を図るための諸措置
- ◎ 境界海域の管理、開発等に関する我が国政府一体となった対応の確保
- ◎ 我が国排他的経済水域等の開発を計画的・効率的に推進するための海域開発の指針づくり

- ◎ 国連海洋法条約で国際的に認められた沿岸国の権利の効果的で円滑な行使を担保する措置
- ◎ 持続可能な海洋開発を確保するための海洋保護区の在り方
- ◎ 海洋に関する調査・研究や人材の育成を支援する制度 等

(3) 第三号関係：その他海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

「その他海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」については、基本法第8条から第15条に掲げる事項に関し、計画期間中に留意すべき事項、実施すべき事項等について定めることとする。

(参考)

- 第8条 国の責務
- 第9条 地方公共団体の責務
- 第10条 事業者の責務
- 第11条 国民の責務
- 第12条 関係者相互の連携及び協力
- 第13条 海の日の行事
- 第14条 法制上の措置等
- 第15条 資料の作成及び公表